

一般社団法人 日本拳法競技連盟 公認競技会規定

第1条

定款第50条ならびに会員団体規定第2条に定められた加盟団体、即ち、全国の都道府県連盟や職域団体が主催もしくは主管する競技会について、一般社団法人日本拳法競技連盟(以下、当連盟)の公認競技会として認定を受ける場合、事前に必要書類を添えて、所定の公認申請書を事務局に提出し、当連盟の承認を得ねばならない。また、下記に定める要件を満たしていることを要する。

1. 日本拳法の競技会であること。
2. 当連盟が定める競技規定に則っていること。
3. 当連盟の公認審判団より審判員の派遣を受けること。
4. 当連盟が唯一の公認団体であること。
5. 出場者には事前に当連盟に年次登録が行われていることを確認し、未登録者は速やかに追加登録をするか、出場を認めないこと。
6. 大会冊子の表紙に「公認 一般社団法人日本拳法競技連盟」と記載すること。
7. 大会冊子に「事故防止・公衆衛生管理対策」等必要な事項を明示すること。

第2条

上記の加盟団体以外の団体が主催もしくは主管する競技会について当連盟の公認競技会として認定を受けようとする場合に、当連盟はこれを拒まない。但し、当連盟理事会または事務局にその旨申告し、前条と同等の手続きを行い、同等の要件を満たしていることを要する。

第3条

前二条により公認競技会と認定された競技会については、主催者もしくは主管者が求める場合、当連盟より以下の提供を受けることができる。

1. 当連盟会長の挨拶文の出稿を求め、これを大会冊子等に掲載することができる。
2. 当連盟の会長名による表彰状を求めることができる。但し、競技会各部門の最高賞までとする。
3. 当連盟会長の特別賞として、賞状と賞品の提供を求めることが出来る。当該賞の名称としては、特別賞の他、最優秀選手賞等他の賞と重複しない内容であれば、これを指定することができる。
4. 前3項の賞品については、当連盟の認める費用内であれば、競技会の主催者もしくは主管者がこれを独自に調達することもできる。この際は事務局に実費を請求する。

第4条

競技会の主催者もしくは主管者は、競技会終了後速やかに大会冊子等の必要種類を添えて、競技会の結果報告を当連盟事務局に行なわねばならない。

第5条

当連盟は、友好関係の向上を目的として理事会において特別に認められた場合、関係・加盟団体の主催もしくは主管する競技会を後援することもできる。後援の認定をする場合には、第一条で公認競技会に求められている7つの要件すべてを必ずしも満たしていることを要さない。

(附則)

本規定は、当連盟理事会の決議に基づき、2024年4月13日より施行する。

当連盟理事会の決議に基づき一部を修正、2024年6月10日より施行する